

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

特別支援教育課

1 改正の理由

松本ろう学校の高等部専攻科の閉科に伴い、特別支援学校管理規則（昭和 39 年長野県教育委員会規則第 7 号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

学科の閉科に伴う改正（平成 28 年 10 月 26 日 第 1014 回長野県教育委員会定例会決定）

学校名及び学部	閉科する学科
松本ろう学校 高等部	専攻科 デザイン工学科

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項を次のように改める。

- 6 松本ろう学校の高等部に産業工芸科及び被服科の各学科を置く。

第3条第7項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

特別支援学校管理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条の3（略）</p> <p>（部の設置等）</p> <p>第3条 学校に小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校に幼稚部を置く。</p> <p>3 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、3年とする。</p> <p>4 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に普通科及び保健療科並びに専攻科としての療科の各学科を置く。</p> <p>5 長野ろう学校の高等部に普通科及び総合産業科の各学科を置く。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>6</u> 松本ろう学校の高等部に産業工芸科及び被服科の各学科を置く。</p> <p>第4条～第35条（略）</p>	<p>第1条～第2条の3（略）</p> <p>（部の設置等）</p> <p>第3条 学校に小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校に幼稚部を置く。</p> <p>3 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、3年とする。</p> <p>4 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に普通科及び保健療科並びに専攻科としての療科の各学科を置く。</p> <p>5 長野ろう学校の高等部に普通科及び総合産業科の各学科を置く。</p> <p><u>6</u> 松本ろう学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、2年とする。</p> <p><u>7</u> 松本ろう学校の高等部に産業工芸科及び被服科並びに専攻科としての<u>デザイン工学科</u>の各学科を置く。</p> <p>第4条～第35条（略）</p>